

令和4年度第2回秋田市中央卸売市場運営協議会および  
秋田市公設地方卸売市場運営協議会（合同）会議録

1 日時 令和5年2月7日（火）午前10時30分～正午

2 会場 秋田市卸売市場管理棟4階 大会議室

3 出席者 (中央・公設地方兼務) 鷗川 洋樹 委員  
畠山 頼仁 〃  
後藤 節子 〃  
林 芙俊 〃  
(中央) 羽川 衛征 〃  
橋本 正史 〃  
(公設地方) 渡辺 肇 〃  
進藤 政弘 〃  
鈴木 信夫 〃  
加藤 研吾 〃  
渋谷 重春 〃  
高橋 良治 〃  
上村 清和 〃  
佐藤 文信 〃  
  
(事務局) 秋田市中心卸売市場 市場長 鷗谷 達夫  
〃 市場管理室長 石黒 一史  
〃 市場管理室長補佐 山平 喜仁  
〃 主査 石崎 慎介  
〃 技師 小林 優花  
あきた市場マネジメント株式会社 (指定管理者)  
専務理事 高橋 範慶  
業務課 黒丸 貴之  
株式会社地域計画建築研究所 (アルパック)  
取締役 高坂 憲治  
執行役員 山崎 博央  
主査 武藤 健司

#### 4 議題

- (1) 秋田市公設地方卸売市場運営協議会会長および副会長ならびに秋田市公設地方卸売市場運営協議会副会長の互選について
- (2) 会議録署名委員の選出について
- (3) 秋田市卸売市場再整備基本構想（素案）について

#### 5 その他

### 第2回卸売市場運営協議会（合同）会議録

事務局(黒丸)	<p>ただいまから、秋田市中心卸売市場運営協議会および秋田市公設地方卸売市場運営協議会を合同で開催する。</p> <p>はじめに、定数の確認だが、本日は、中央卸売市場運営協議会が委員8名中6名、公設地方卸売市場運営協議会が委員14名中12名が出席しているので、秋田市中心卸売市場業務条例施行規則第96条第1項および秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則第68条第1項の規定に基づき、それぞれの運営協議会が成立していることを報告させていただく。</p> <p>次に、議題（1）の秋田市公設地方卸売市場運営協議会会長および副会長の互選についてだが、正式に議長が決定するまで、鷲谷市場長に進行をお願いする。</p>
事務局（鷲谷市場長）	<p>それでは議題に入る。</p> <p>（1）の中央の会長および副会長と、公設地方の副会長の互選についてだが、選出に当たり、意見・推薦はあるか。</p>
畠山委員	<p>会長に鶴川洋樹委員を、副会長に佐藤広美委員を推薦する。</p>
事務局（鷲谷市場長）	<p>会長に鶴川委員、副会長に佐藤広美委員と推薦があったが、いかがか。</p>
委員一同	<p>（了承）</p>
事務局（鷲谷市	<p>それでは、会長は鶴川委員、副会長は佐藤広美委員にお願い</p>

場長)	する。
鵜川委員	(了承)
事務局(鷺谷市場長)	佐藤広美委員は本日欠席のため、改めて事務局からお知らせする。
事務局(黒丸)	ここからの進行は、鵜川会長にお願いする。
鵜川会長	<p>それでは議題に入る。</p> <p>はじめに、(2)の会議録署名委員の選出についてだが、中央と公設地方からそれぞれ1名ずつを、私が名簿の順に指名することとしてよろしいか。</p>
委員一同	(了承)
鵜川会長	<p>今回の署名委員は、畠山委員にお願いする。</p> <p>なお、畠山委員は、中央と公設地方の委員を兼務していることから、今回は1名のみとする。</p>
畠山委員	(了承)
鵜川会長	次に、(3)の秋田市卸売市場再整備基本構想(素案)について、事務局から説明願う。
事務局(鷺谷市場長、高坂取締役)	(事前配布資料「秋田市卸売市場再整備基本構想(素案)」により説明)
鵜川会長	<p>ただいまの説明について、まず私からお聞きしたい。</p> <p>本素案を作成するに当たり、部門別ワーキング部会等で市場内事業者の意見を聞くなど、作成業務を丁寧に進めたものと感じた。本素案の内容について、市場内事業者は、先月末の第5回市場内検討会議で説明を受けたとのことである。</p> <p>今回、本素案で決定した事項は、再整備後の市場敷地の規模と、再整備の方法を現地ローリング方式で行うということであ</p>

り、具体的な事項については、今後策定する基本計画で検討していくものである。本素案に記載されている事業手法や余剰地の活用例については、今後の検討に当たり、参考にできるものと考えられる。

外旭川のまちづくりは、本市場の再整備と同じようなスケジュールで進んでおり、個人的には、同時進行でいいのかと思う気持ちもあるが、双方連携していくという面から、このスケジュールとなったと感じた。

まちづくり懇話会では、本市場再整備後の余剰地活用について注目されている。

本素案67ページの(4)余剰地の活用のア市場機能に係る付属施設において、余剰地の活用にあたっては、卸売市場との機能連携を図ることを前提としているが、68ページのイ外旭川地区まちづくり構想との連携において、外旭川地区まちづくり構想と調整を図りながら、余剰地の活用方法を整理すると記載がある。

まちづくり基本構想の案では、本市場再整備後の余剰地活用について、放課後児童クラブ、スポーツこども園、高齢者住宅、ファミリー向け住宅等の多世代交流施設等の配置を検討している。そのため、まちづくり基本構想の案では、本素案に記載されている卸売市場との機能連携を図ることを前提とした付属施設であることがイメージできない。今後双方で調整を図っていくものと思われるが、余剰地活用について、卸売市場と機能連携を図ることを前提にすることで、どのような制約があるのか。

事務局（石黒市場管理室長）

本素案は、余剰地活用例について記載があるが、他市場では、卸売市場との機能連携を図っている事例が多いため、本市場でも検討していきたいと考え、記載している。

鵜川会長からご指摘のとおり、外旭川のまちづくりとの連携についても今後十分視野に入れながら検討を進めていく。

事務局（鷺谷市場長）

現在、まちづくり基本構想と卸売市場再整備基本構想は作成の最終段階であるが、令和5年度に、双方基本計画の策定に進むこととなる。

現在、余剰地の活用について、まちづくり戦略室と市場管理

室のどちらが活用方法を決定するのかまだ決まっていない状態であるため、双方話し合いを進めているところである。

先ほど室長が申し上げたとおり、当室としては、卸売市場との機能連携を図ることを第一に考えていきたいが、大きな財源が確保できるとすれば、市場内事業者にとってメリットがある話なので、まちづくり戦略室と調整しながら話し合いを進めていきたい。

鵜川会長

事務局の説明について、理解した。  
ほかに質問等はないか。

上村委員

他市場を視察した際に、ある市場では、運営方式を民設民営とした結果、再整備後の市場が荒れていたため、市場内事業者は、本市場の再整備後の運営方式は公設公営が適当であると考えている。

本素案70ページに事業手法の記載があるが、今後事業手法および運営方法について検討をするということか。民設民営の可能性もあるのか。

事務局（鷺谷市場長）

事業手法については、基本的な手法を整理したものである。設置・運営主体については、68ページの（5）卸売市場の設置・運営のイ設置・運営主体に記載があるように、公設公営、公設民営および民設民営の3つの方法があるが、本市場は現在、地方卸売市場を指定管理しているため、再整備後は公設民営を想定して進めていこうと考えている。事業手法としては、工期の短縮や工事費の縮減が図られるとすると、民が設計し、民が整備する手法も選択肢の一つと考えられるが、設置主体が公であることは変わらない。

鵜川会長

公設民営で進めていく予定であるとのことだが、70ページに記載があるように、公設民営でも、DB方式かDBO方式のどちらかであるという考えが示されている。72ページでは、DB方式やDBO方式の導入は、実現性が高いと記載があるため、いずれかの方式であると考えられるが、いずれにしても、公設民営ということである。

私から追加で質問するが、73ページのd 余剰地の活用に、

余剰地の売却や賃貸借による歳入を、本市場の再整備に充当し、市の財政負担や市場内事業者の市場使用料の負担軽減を図ることが可能となるとの記載あるが、例えば、余剰地を売却した場合の歳入は、本市場の再整備に係る費用に充当することは可能なのか改めて確認したい。

事務局（石黒市場管理室長）

本市場の再整備に係る費用に充当しなければならないと決まっているものではないが、再整備に当たり、活用できると考えている。

鵜川会長

実質的に可能だということである。

賃貸借の場合、毎年度、歳入があるので、市場内事業者の市場使用料の負担軽減に活用することが可能ということである。

国有地を売却した際は、全て財務省の歳入となってしまう、売却した国有地を管轄している省庁の大臣は、その歳入の活用が簡単にできないという話を聞いたことがあるが、市では国とは運用方法が異なるということである。

今後の基本計画で検討していくこととなると思うが、市場使用料が大きなポイントとなる。今後、再整備の事業費を試算し、市場内事業者が支払い可能な市場使用料の設定が十分に検討する必要がある。

ほかに何かあるか。

後藤委員

子育て支援等を行っている立場からすると、子どもの多様性や、子育て世代の働き方の多様性について日頃考えている。

まちづくり基本構想の本市場再整備後の余剰地活用において、放課後児童クラブの配置を検討しているが、子どもの多様性に対応できるのか大変興味がある。また、私の所属する団体では、子育て世代の働き方の多様性に対応するため、副業を可能としているが、余剰地を活用した施設でも副業を受け入れる施設となるのか大変興味がある。

このような施設は本県の少子化を食い止めることに繋がると考えられるため、余剰地の活用について今後検討する際に、子育て支援等に関することも考えていただきたい。

再整備後の施設の使い方について、今後、人口や働き手が減少すると、作業スペースがそこまで広くなくても市場内事業者

は業務を行えるのではないかと考えている。また、本県は降雪量が多いため、ひとつの棟に入ったら、全ての棟に繋がっているとといった構造もいいのではないか。

鵜川会長

本市場で働く人にとっても、メリットのある施設であってほしいということである。

ほかに何かあるか。

高橋委員

65ページと66ページに再整備後の施設配置案について記載があるが、この配置案は、卸売業務のためだけの仕事場という印象である。若手のワーキング部会での意見にもあるが、本市場が安心して働ける施設にしたいと考えており、子ども食堂や保育施設の設置を要望しているが、今後どう対応してもらえるのか。

事務局（石黒市場管理室長）

配置案については、水産棟・青果棟・花き棟といったメインとなる施設を中心に記載したものである。今後、その施設の使い方について検討することとなるが、現在の案では、水産棟の上部に管理棟があるという案を示している。

高橋委員から要望のあった子ども食堂や保育施設は、今後策定する基本計画において検討を進めるものである。検討に当たり、具体的な施設の使い方や必要な機能について、市場内事業者と協議していきたい。

事務局（鷺谷市場場長）

高橋委員からの要望は、外旭川のまちづくりエリア全体で考えるべきことなのかもしれない。

場外市場、子育て機能、福祉機能等については、ある程度、まちづくり全体の構想で考えていくほうが良いと考えている。

現市場用地の約14万平米という限られた面積の中で、市場内事業者の仕事場を優先して考えていく必要があり、市場内の施設にどこまでの機能を必要とするのか判断することが今後の課題である。

鵜川委員

51ページに必要となる機能の検討について、1から9までの項目があり、9その他として、市場内事業者の人材確保のため、市場施設内の労働環境や女性が働きやすい環境の整備につ

いて検討すると記載がある。後藤委員と高橋委員から要望があった放課後児童クラブ等もこれに該当するものと思われる。

しかし、先ほど市場長から説明があったとおり、余剰地に放課後児童クラブ等の配置をしてはどうかという考えもある。まちづくり懇話会においても、同様の提案があったため、まちづくりと連携し、今後検討してほしい。

他に何かあるか。

林委員

22ページから記載のあるとおり、本素案の作成に当たって、アンケートやヒアリングを行ったことがわかったが、アンケートにおいて、市場施設のコールドチェーンが求められている。今回示された配置案と照らし合わせると、温度帯について考えられ、アンケートの意見を反映させたものと感じたが、この他に、各事業者からのアンケートやヒアリングを受けて、本素案に反映された点はあるのか。

事務局（高坂取締役）

22ページから記載している内容は、意向調査を行った結果について整理したものであるが、ここへ記載した内容を反映しているわけではなく、43ページから記載している部門別ワーキング部会で整理した内容を主に本素案に反映している。

部門別ワーキング部会において、コールドチェーンについても議論があり、青果部と水産物部では、温度管理の考え方が異なる。65ページの配置案1では、青果棟と水産棟とを一体化した一体型の案を示しており、66ページの配置案2では、各部門でコールドチェーン化に対応できる施設を目指した独立型の案を示しているが、これらの案が本当に妥当なのかという点について今後議論をする必要がある。

市場内事業者は、自社主体で事業を展開したいと考えている事業者も多く、配置案1および2において、将来市場機能拡張用地として記載し、意見を反映した。これについては、余剰地を活用することも考えられるが、都市施設として、市場用地内で展開できるように配置したものである。

本素案では、市場施設規模を示したが、卸売業者と仲卸業者の関係や役割も議論になっている。市場法改正による第三者販売や直荷引きの問題等もあり、単純な従来の卸売市場の取引の流れから流通形態が変化してきているため、施設の使い方や必



要な機能について今後検証および議論を行う必要がある。

今後策定する基本計画では、会社再編等の市場内事業者の経営的な問題も検討したうえで、施設の使い方について議論する必要があるため、現段階では、議論した全ての意見については反映していない。これは、基本計画で具体的に決めるためであるという状況をご理解いただきたい。

基本計画では、市場使用料を含む多くの事項について具体的に検討していく。

林委員	将来市場機能拡張用地は、市場内事業者が使用することを想定しており、使用した場合、市有地であるため、借地料を市へ支払うという想定であるとの理解でよろしいか。
事務局（高坂取締役）	基本的にはその使い方を想定している。
鵜川委員	他に何かあるか。
委員一同	（なし）
鵜川会長	それでは、卸売市場再整備基本構想（素案）については以上とする。 最後に「その他」に入る。 委員から何かあるか。
委員一同	（なし）
鵜川会長	事務局から、何かあるか。
事務局	（なし）
鵜川会長	予定していた内容は、以上となる。 それでは、議長の任を降ろさせていただく。
事務局（黒丸）	以上で本日の運営協議会を閉会する。